

財政局契約第二課発注の委託契約に入札保証金制度を導入します。

財政局契約第二課が発注する一般競争入札（条件付）の委託契約において、落札の辞退（落札候補者が必要書類を提出しなかった場合を含む。）又は契約の辞退を行い指名停止となった事業者には、指名停止の開始から1年間、入札保証を求めます。

1 対象

財政局契約第二課が発注する一般競争入札（条件付）の委託契約

2 入札保証の金額

入札金額（税込み）の10%

3 入札保証の種類

入札保証金（現金）、国債その他有価証券、保険会社の入札保証保険、金融機関の入札保証*

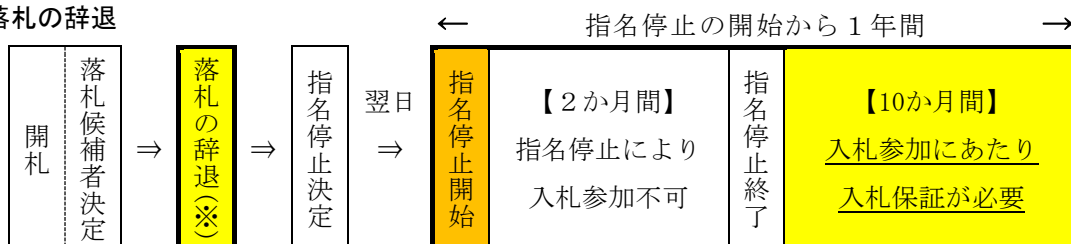
4 導入時期等

平成29年2月7日以降に公告し、平成29年4月1日以降に締結する契約

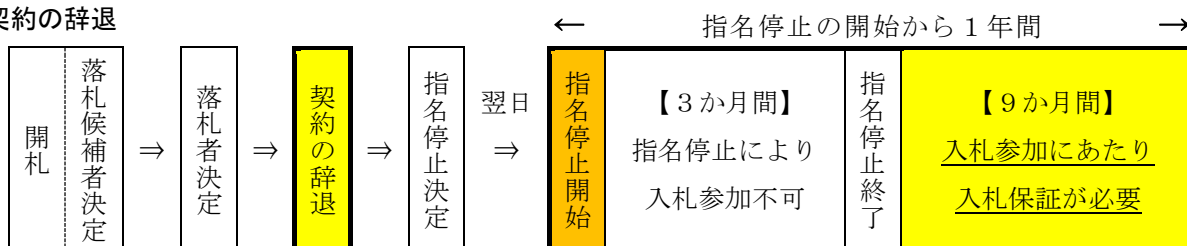
（あわせて、入札期間の終期を正午に変更しますので、入札の際は注意してください。）

イメージ図

・落札の辞退



・契約の辞退



入札保証を納めて入札に参加した場合

落札者となったにも関わらず契約を締結しない場合には、入札保証金及び国債その他の有価証券は返還されません。また、入札保証保険の締結又は金融機関との間に入札保証がなされているときは、その定めに従って保険金又は保証金が請求されます。

詳細については、平成29年2月7日以降の入札公告及び「[委託契約に関する入札保証金の取扱いに係る説明書](#)」を参照してください。

財政局契約第二課 委託契約係
電話 045-671-2186, 2250